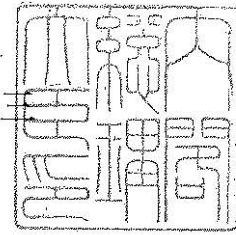


府政経運第 247 号  
平成 30 年 11 月 26 日

経済財政諮問会議議長  
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり  
諮問する。

諮問第 40 号

「平成 31 年度予算編成の基本方針」の策定方針いかん。